

(公印省略)  
教教第1436号  
令和2年6月23日

各教育機関の長  
各県立学校長 様

兵庫県教育長

新型コロナウイルス感染症の影響で中止となった対外運動競技等の  
代替大会における特殊業務手当の取扱いについて（通知）

公立学校教職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和53年兵庫県条例第19号）第3条の2第1項第3号に規定する業務（以下、「3号業務」という。）において、特殊業務手当の支給対象となる「県教育委員会が指定する対外運動競技等」は、特殊業務手当支給に関する運用基準（昭和47年4月11日教教第21号）別表第2に定める大会としており、別表第2に掲げる大会以外のもので、3号業務に該当する大会に伴う業務が生じた場合は、教育長あて事前協議することとしています。

このたび、新型コロナウイルス感染症の影響で中止となった対外運動競技等の代替大会における3号業務の取扱いについて、下記のとおり定めましたので通知します。

各教育事務所にあつては、管内各市町組合教育委員会に対し、このことを通知願います。

記

特殊業務手当支給に関する運用基準の別表第2に掲げる大会が新型コロナウイルス感染症の影響で中止となった場合において、当該大会の主催（共催）団体が代替措置として実施する大会の業務については、3号業務の対象とし、事前の協議は不要とする。